

令和5年12月1日14時00分  
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社南洋開発ホールディングス

期間: 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで(4ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社南洋開発ホールディングスの代表取締役が建設業法違反の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和5年12月1日  
近畿地方整備局

## 株式会社南洋開発ホールディングスに対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

株式会社南洋開発ホールディングスは、専任技術者が常勤しているかのように装い、虚偽の内容を記した建設業許可申請書を和歌山県に提出し、建設業許可の更新を受けたとして、代表取締役を含む2人が建設業法違反の疑いで令和5年9月29日に和歌山県警に逮捕された。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社南洋開発ホールディングスの代表取締役が建設業法違反の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社南洋開発ホールディングス  
和歌山県日高郡由良町里376-10  
代表取締役 丸山 克也

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年12月1日から令和6年3月31日まで(4ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)  
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)